

堺市公報 第156号	令和3年2月5日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部を改正する規則 【文化観光局スポーツ部スポーツ推進課】	2
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	9
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	9
○自転車等放置禁止区域の指定の一部を改正する告示 【建設局自転車まちづくり部自転車対策事務所】	10
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	12
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	12
<b>&lt;上下水道局管理規程&gt;</b>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程及び堺市指定排水設備工事事業者等に関する規程 の一部を改正する規程 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	13

規 則

堺市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年2月5日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第6号

堺市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部を改正する規則

堺市スポーツ推進審議会条例施行規則（平成20年規則第82号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（会議の特例）

第5条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

附則第4項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第41号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年2月5日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイキン工業株式会社

代表取締役社長兼CEO 十河 政則

大阪市北区中崎西2丁目4番12号 梅田センタービル

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

ダイキン工業株式会社 堺製作所 臨海工場

堺市西区築港新町3丁目12番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 3基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類及び使用開始年月日

別表2のとおり

イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔、1日当たりの使用時間及び使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の数値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の数値

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

## 2 縦覧の期間及び場所

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和3年2月5日から同月26日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (65-87)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (65-88)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (65-89)		
	空調機外箱及び部品 1.4t/時	製品重量(スクロール部品) 4.5t/日	製品重量(圧縮機部品) 0.5t/日	許可後	許可後	許可後	
工事着手予定年月日	許可後	許可後	許可後	許可後	許可後	許可後	
工事完成予定年月日	許可後	許可後	許可後	許可後	許可後	許可後	
使用開始予定年月日	許可後	許可後	許可後	許可後	許可後	許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8:30から19:30、20:30から7:30、20時間/日	7:20から6:20まで、20時間/日	7:20から6:20まで、20時間/日	7:20から6:20まで、20時間/日	7:20から6:20まで、20時間/日	7:20から6:20まで、20時間/日	
使用時間の季節的変動	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	排水	通常	通常	通常	通常	最大	
		最大	最大	最大	最大	最大	
	pH	6.8	9.5	9.0	10	9.5	9.5
	SS	4.7	9.4	188	376.0	120	120
	BOD	12	24	-	-	-	-
	COD	14.2	28.4	568	1136	170	170
	OIL	4.9	9.8	-	-	-	-
	Zn	6.1	12.2	-	-	-	-
	Fe	4.9	9.8	-	-	-	-
	T-P	1.4	2.8	-	-	-	-
T-N	67	84	2680	5360	-	-	
単位	20	25	※ <sup>1</sup>	※ <sup>2</sup>	※ <sup>2</sup>	※ <sup>2</sup>	
区分	20	25	※ <sup>1</sup>	※ <sup>2</sup>	※ <sup>2</sup>	※ <sup>2</sup>	
単位	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	20	25	※ <sup>1</sup>	※ <sup>2</sup>	※ <sup>2</sup>	※ <sup>2</sup>	

※<sup>1</sup> 汚水をドラムドライヤーで蒸発処理する。

※<sup>2</sup> 汚水全量をドラムドライヤーで蒸発処理する。

別表2

種類	No.1 廃水処理施設			No.2 廃水処理施設			No.3 廃水処理施設				
	使用開始年月日	昭和53年9月30日	昭和53年9月30日	昭和53年9月30日	平成4年2月1日	平成4年2月1日	平成4年2月1日	平成4年2月1日			
	構造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート			
能力	164m <sup>3</sup> /日	72m <sup>3</sup> /日	72m <sup>3</sup> /日	67m <sup>3</sup> /日	67m <sup>3</sup> /日	67m <sup>3</sup> /日	67m <sup>3</sup> /日	67m <sup>3</sup> /日			
汚水等の処理の方法	油分離→凝沈→濾過→吸着	合併処理→3次処理→濾過装置	合併処理→3次処理→濾過装置	合併処理→3次処理→濾過装置	合併処理→3次処理→濾過装置	合併処理→3次処理→濾過装置	合併処理→3次処理→濾過装置	合併処理→3次処理→濾過装置			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	7:20から6:20まで、20時間/日	0:00から24:00まで、24時間/日	0:00から24:00まで、24時間/日	0:00から24:00まで、24時間/日	0:00から24:00まで、24時間/日	0:00から24:00まで、24時間/日	0:00から24:00まで、24時間/日	0:00から24:00まで、24時間/日			
使用時間の季節的変動	変動無し	変動無し	変動無し	変動無し	変動無し	変動無し	変動無し	変動無し			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常		最大		通常		最大		
			処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	-	7.0	3~10	5.8~8.3	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
	BOD	mg/l	8.5	7.0	3~10	5.8~8.3	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
	COD	mg/l	51	15.7	20	20	238	10	275	238	5
	SS	mg/l	121	15.7	20	20	170	10	170	170	5
	油分	mg/l	107	20	25	25	250	11.7	300	250	9
	窒素	mg/l	235	2.7	3.0	3.0	30	1.46	40	30	1.12
	燐	mg/l	50	9.5	15	15	60	10	120	80	15
	S-Fe	mg/l	64	0.72	1.0	1.0	7.3	0.8	9.1	7.3	0.7
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量			通常		最大		通常		最大		
			68.5	70.5	77.8	79.8	72.0	72.0	67.0	67.0	

種類	限外濾過装置(濾過膜)					
使用開始年月日	平成25年12月29日					
構造	ドラムドライヤー SUS304					
能力	24m <sup>3</sup> /日					
汚水等の処理の方法	ドラムドライヤー					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0:00から24:00まで、24時間/日					
使用時間の季節的変動	変動無し					
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
	pH	-	処理前	処理後	処理前	処理後
	BOD	mg/l	8.8	-	9.1	-
	COD	mg/l	52	-	77	-
	SS	mg/l	208	-	316	-
	油分	mg/l	104	-	130	-
	窒素	mg/l	378	-	520	-
	磷	mg/l	255	-	310	-
	S-Fe	mg/l	607	-	746	-
		mg/l	4.3	-	5.2	-
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m <sup>3</sup> /日	10.40	0.0 (無排水(蒸発処理))	10.40	0.0 (無排水(蒸発処理))	6.0
			5.0	5.0	6.0	6.0

別表3

排水口名	種類・項目		No.1排水口	
			通常	最大
排水水の汚染状態	pH	-	7.0	6.0~8.1
	BOD	mg/l	11.0	14.67
	COD	mg/l	11.0	14.67
	SS	mg/l	14.7	18.3
	N-Hex	mg/l	2.0	2.2
	T-N	mg/l	10.6	19.6
	T-P	mg/l	0.7	1.08
	ホウ素	mg/l	0.2	0.5
	フッ素	mg/l	0.4	0.7
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	6.0	8.0
	大腸菌	個/ml	330	660
	S-Fe	mg/l	0.55	0.76
	排水水の量	m <sup>3</sup> /日	224.5	233.8



堺市告示第42号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和3年2月5日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（指定日 令和3年2月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社ク アドコル ム	堺市北区百舌 鳥陵南町三丁 184番地	児童発達支 援	児童発達支援 ・放課後等デ イサービス クララキッズ	堺市中区深阪1 丁13番83号 エ クセル深阪1階	2756120339
		放課後等デ イサービス			

堺市告示第43号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和3年2月5日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児相談支援事業者（指定日 令和3年2月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社リカバリーサポート	大阪市東住吉区駒川三丁目15番9号	障害児相談支援	地域定着相談支援センターさかい事業所	堺市中区深井清水町3768-2305	2776100253

## 堺市告示第44号

自転車等放置禁止区域の指定について（平成24年告示第323号）の一部を次のように改正し、令和3年3月1日から施行する。

令和3年2月5日

堺市長 永藤英機

本則の表堺東駅周辺の項中「赤色で」を削る。  
堺東駅周辺の別図を次のように改める。

（次のよう 別記）

09 堺東駅周辺自転車等放置禁止区域図



公 告

堺市公告第77号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和3年2月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ライフ初芝ショッピングセンター  
堺市東区日置荘西町1丁1-11
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社ライフコーポレーション  
代表取締役 岩崎 高治  
東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
4,431平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
令和3年1月23日

堺市公告第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したの

で、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市北区東上野芝町二丁274番1から274番6まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市北区金岡町2460番地8  
有限会社リライнс建設  
代表取締役 野口 理和

## 上下水道局管理規程

堺市指定給水装置工事事業者規程及び堺市指定排水設備工事事業者等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年2月5日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第3号

堺市指定給水装置工事事業者規程及び堺市指定排水設備工事事業者等に関する規程の一部を改正する規程

(堺市指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第1条 堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

(次のよう 別記)

(堺市指定排水設備工事事業者等に関する規程の一部改正)

第2条 堺市指定排水設備工事事業者等に関する規程（平成16年上下水道局管理規程第11号）

の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

(次のよう 別記)

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第2号（第3条関係）

指定給水装置工事事業者証交付申請書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者氏名）

指定番号 号

堺市指定給水装置工事事業者規程第3条第1項の規定により、指定給水装置工事事業者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請理由	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> き損
------	---

備考

- 1 新規に申請する場合は、指定番号の記入は不要です。
- 2 該当する申請理由にチェックを記入してください。

様式第1号（第2条関係）

堺市指定排水設備工事業者指定申請書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称）  
（代表者氏名）  
電話番号

堺市指定排水設備工事業者の指定を受けたいので、堺市下水道条例第5条の2第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

ふりがな	
営業所の所在地	
ふりがな	
営業所の名称	
営業所の電話番号	
役員の氏名	

備考 役員の氏名は法人の場合のみ記入してください。



様式第2号（第2条関係）

堺市指定排水設備工事業者誓約書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称）  
（代表者氏名）

申請者（法人の場合は、当該法人及びその役員）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しない者であることに相違ないことを誓約します。

- (1) 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
- (3) 堺市下水道条例第5条の7第1項の規定により指定を取り消され、当該取消の日から2年を経過しない者であること。
- (4) その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があること。
- (5) その役員その他これに類する者のうちに前各号に規定する要件のいずれかに該当する者があること（法人の場合に限る。）。

様式第6号（第4条関係）

堺市指定排水設備工事業者指定更新申請書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所（所在地）  
 氏名（名称）  
 （代表者氏名）  
 電話番号  
 （指定番号 第 号）

堺市指定排水設備工事業者の指定の更新を受けたいので、堺市下水道条例第5条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

ふりがな	
営業所の所在地	
ふりがな	
営業所の名称	
営業所の電話番号	
役員の氏名	

備考 役員の氏名は法人の場合のみ記入してください。

様式第7号（第8条関係）

堺市指定排水設備工事業者指定証書再交付申請書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者氏名）

電 話 番 号

（指定番号 第 号）

指定証書の再交付を受けたいので、堺市指定排水設備工事業者等に関する規程第8条第1項の規定により申請します。

再交付の理由	1 亡失                      2 き損
--------	--------------------------------

備考 き損の場合は、き損した指定証書を返還すること。